

1 2 月 1 4 日 (水)

(第 3 日 目)

平成28年第8回南関町議会定例会（第3号）

平成28年12月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 議案第82号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第83号 南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第84号 南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第85号 南関町小作料協議会設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第5 議案第86号 南関町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第87号 南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第88号 災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第89号 平成28年度南関町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第90号 平成28年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第91号 平成28年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第92号 平成28年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第93号 平成28年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第94号 平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 委員会報告について
「総務産業常任委員会・請願付託の件」
請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街

灯設置」を求める請願

- 追加日程第1 議案第95号 南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第2 議員提出議案第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)
- 追加日程第3 閉会中の継続審査について
「総務産業常任委員会・請願付託の件」
請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願
- 追加日程第4 閉会中の継続調査について
「文教厚生常任委員会」
- 追加日程第5 閉会中の継続調査について
「総務産業常任委員会」
- 追加日程第6 閉会中の継続調査について
「広報常任委員会」
- 追加日程第7 閉会中の継続調査について
「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 立山比呂志君 | 2番 杉村博明君 |
| 3番 井下忠俊君 | 4番 立山秀喜君 |
| 5番 境田敏高君 | 6番 打越潤一君 |
| 7番 鶴地仁君 | 8番 田口浩君 |
| 9番 山口純子君 | 10番 本田眞二君 |
| 11番 橋永芳政君 | 12番 酒見喬君 |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(11名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 町長 佐藤安彦君 | 税務住民課長 菅原力君 |
| 副町長 雪野栄二君 | 福祉課長 北原宏春君 |
| 教育長 大里耕守君 | 経済課長 西田裕幸君 |
| 総務課長 大木義隆君 | 建設課長 古澤平君 |
| 会計管理者 寺本一誠君 | 教育課長 島崎演君 |

まちづくり課長 坂 田 浩 之 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 深 浦 正 勝 君 書 記 坂 口 智 美 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立、礼、おはようございます。着席ください。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

**日程第1 議案第82号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

○議長（酒見 喬君） 日程第1、議案第82号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第2 議案第83号 南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について**

○議長（酒見 喬君） 日程第2、議案第83号、南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号、南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第84号 南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、議案第84号、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第85号 南関町小作料協議会設置条例を廃止する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、議案第85号、南関町小作料協議会設置条例を廃止する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号、南関町小作料協議会設置条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第86号 南関町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第5、議案第86号、南関町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号、南関町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第87号 南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第6、議案第87号、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第88号 災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第7、議案第88号、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例

の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第89号 平成28年度南関町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第8、議案第89号、平成28年度南関町一般会計補正予算（第4号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号、平成28年度南関町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第90号 平成28年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第9、議案第90号、平成28年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号、平成28年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第91号 平成28年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第10、議案第91号、平成28年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号、平成28年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第92号 平成28年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第11、議案第92号、平成28年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号、平成28年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第93号 平成28年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第12、議案第93号、平成28年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第93号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号、平成28年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第94号 平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第13、議案第94号、平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第94号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号、平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 委員会報告について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

・請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願

○議長（酒見 喬君） 日程第14、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました請願第3号、「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願書について、委員長より審査結果の報告書が提出されていますので報告を求めます。総務産業常任委員会委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） 請願審査報告書を読み上げます。

南関町議会議長、酒見喬様。

南関町総務産業常任委員会委員長、立山秀喜。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、請願第3号。

付託年月日、平成27年3月11日。

件名、「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願。

審査の結果、継続。

委員会の意見、既存の通学路拡幅工事南関中学校線の改良工事については、平成28年度より設計中、平成29年度より工事予定である。また、横断歩道ライン・街

灯設置等についても引き続き調査を行う。

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから請願第3号を採決します。

お諮りします。

この請願に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、請願第3号、「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願書は継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） お諮りします。

ただいま町長ほかから議案第95号、南関町固定資産評価委員の選出につき同意を求めることについてなど7件の議案が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第7として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号、南関町固定資産評価委員の選出につき同意を求めることについてなど7件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

〔議案書配付〕

○議長（酒見 喬君） 議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。

○議会事務局長（深浦正勝君） （議案書朗読）

○議長（酒見 喬君） 配付漏れ等はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

追加日程第 1 議案第 95 号 南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めること
について

○議長（酒見 喬君） 追加日程第 1、議案第 95 号、南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆さま、改めまして、おはようございます。

南関高校 3 年生の皆さん、議会の傍聴、誠にありがとうございます。

それでは、第 95 号議案、南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、提案理由及び内容説明をさせていただきます。

地方税法 404 条第 2 項の規定により、南関町固定資産評価員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

住所、南関町大字関下 327 番地 1。

氏名、大里八郎。

生年月日、昭和 22 年 2 月 2 日生まれ。満 69 歳でございます。

提案理由の御説明を申し上げます。

現在の固定資産評価員から辞職願の提出がありましたことから、新たに南関町固定資産評価員を選任いたしたく、同意をお願いするものでございます。

大里八郎氏の学歴、職歴、お人柄等について御説明申し上げます。大里氏は、昭和 41 年 3 月に熊本県立南関高等学校を卒業され、同年 4 月に南関町役場に入庁されました。土木課をはじめとして、税務課、経済課、建設課、教育委員会勤務を経られて、平成元年度から平成 4 年度まで税務課課税係長を務められました。その後、建設課長等を経られ、39 年間、南関町役場職員として務められ、農業委員会事務局長の職を最後に、平成 17 年末に退職されております。退職後は、地域に密着したさまざまな活動をしておられ、そのお人柄につきましては温厚で穏やかな中にも、筋を通す強さをお持ちの方でございます。また、職員時代は、多方面の職場を経験され、物事を判断する能力に長けておられます。特に課税係長時代は、町の税務行政に携わっておられることから、経験も豊富であり、町の固定資産の家屋及び土地の評価を適正に行っていただくには最も適任であると思われまますので、ここに推薦申し上げる次第でございます。

何とぞよろしく御同意を賜りますようお願い申し上げ、提案の説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒見 喬君） 本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第95号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第95号、南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 議員提出議案第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)

○議長（酒見 喬君） 追加日程第2、議員提出議案第4号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)を議題にします。

趣旨説明を求めます。

副議長、橋永芳政君。

○副議長（橋永芳政君） おはようございます。ただいまより趣旨説明を行いたいと思います。

議員提出議案第4号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)の趣旨説明を行います。

現在、全国の町村議会の抱えている問題の一つとして地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化していることでもあります。昨年行われました統一地方選挙においては、全国の町村のうち、およそ4割にあたる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上にあたる89町村では無投票となり、中でも4町村では定数割れという状況でした。御承知のとおり、議員年金は廃止され、議員を退職した後の生活の保障もありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については加入している厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなっています。住民の代表として議会がこれまで以上にまちづくりにしっかり関わっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりをしていかなければならないと思います。そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにする事で、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、配付してある意見書(案)の御賛同をお願いし、趣

旨説明を終わります。

続きまして、議員提出議案第4号、平成28年12月14日。南関町議会議長酒見喬様。提出者、南関町議会議員 橋永芳政、同じく町議会議員 立山比呂志、町議会議員 杉村博明、町議会議員 井下忠俊、町議会議員 立山秀喜、町議会議員 境田敏高、町議会議員 打越潤一、町議会議員 鶴地仁、町議会議員 田口浩、町議会議員 山口純子、町議会議員 本田眞二、町議会議員 酒見喬。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)

上記の案件を、南関町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増大するなど、住民の関心の低下や地方議会議員へのなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月14日

熊本県南関町議会

内閣総理大臣 安倍晋三殿

内閣官房長官 菅 義偉殿

衆議院議長 大島理森殿

参議院議長 伊達忠一殿

財務大臣 麻生太郎殿

総務大臣 高市早苗殿

厚生労働大臣 塩崎恭久殿

以上。

○議長(酒見 喬君) ただいまから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第4号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第3 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

・請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願

○議長（酒見 喬君） 追加日程第3、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、委員会において審査中の請願第3号の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第4 閉会中の継続調査について

「文教厚生常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第7 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第7、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程など議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正など字句の整理については、その整理を議長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成28年第8回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時42分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
平 成 28 年 第 8 回 定 例 会

平成 28 年 12 月 発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 酒 見 喬
編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 深 浦 正 勝
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316  
電 話 (0968) 53-1111